

苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の主な制定事項

項目	内容																								
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 																								
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設等は、以下の区分ごとの利用定員を定める。 <table border="1" data-bbox="344 678 1434 1072"> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>1号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>1号、2号、3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>20人以上</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>2号、3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>20人以上</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>1～5人</td> </tr> <tr> <td>小規模保育 A、B 型</td> <td>3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>6～19人</td> </tr> <tr> <td>小規模保育 C 型</td> <td>3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>6～10人</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>3号（0歳、1～2歳別）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	幼稚園	1号	—	認定こども園	1号、2号、3号（0歳、1～2歳別）	20人以上	保育所	2号、3号（0歳、1～2歳別）	20人以上	家庭的保育	3号（0歳、1～2歳別）	1～5人	小規模保育 A、B 型	3号（0歳、1～2歳別）	6～19人	小規模保育 C 型	3号（0歳、1～2歳別）	6～10人	居宅訪問型保育	3号（0歳、1～2歳別）	1人	事業所内保育	3号（0歳、1～2歳別）	—
幼稚園	1号	—																							
認定こども園	1号、2号、3号（0歳、1～2歳別）	20人以上																							
保育所	2号、3号（0歳、1～2歳別）	20人以上																							
家庭的保育	3号（0歳、1～2歳別）	1～5人																							
小規模保育 A、B 型	3号（0歳、1～2歳別）	6～19人																							
小規模保育 C 型	3号（0歳、1～2歳別）	6～10人																							
居宅訪問型保育	3号（0歳、1～2歳別）	1人																							
事業所内保育	3号（0歳、1～2歳別）	—																							
内容及び手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設等は、提供の開始に当たり、あらかじめ保護者に対して運営規定の概要、利用者負担等の重要事項について文書を交付して説明を行い、同意を得る。 上記の事前説明においては、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて、電子ファイル等を使用することができる。 																								
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設等は支給認定保護者からの利用申し込みがあった場合、正当な理由がなければ拒否できない。 1号認定子どもについて、定員を超える申し込みがあった場合、公正な方法により選考を行う。このとき、選考方法については、あらかじめ保護者に明示する。 2号、3号認定子どもについて、定員を超える申し込みがあった場合、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるようにする。 特定教育・保育施設等申込者に自ら適切な教育・保育を提供することが出来ない場合、他の施設を紹介する等の適切な措置を講じる。 																								
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設等は市町村が行うあっせん・要請等に対し、出来る限り協力する。 																								

受給資格等の確認	・特定教育・保育施設等は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。										
支給認定の申請に係る援助	・特定教育・保育施設等は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。										
心身の状況等の把握	・特定教育・保育施設等は教育・保育の提供に当たって、支給認定子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況の把握に努める。										
小学校等との連携	・特定教育・保育施設等は、教育・保育の提供終了に際して、次の教育・保育に円滑に接続できるよう、関係機関との密接な連携に努める。										
教育・保育の提供の記録	・特定教育・保育施設等は、教育・保育を提供した際、提供日、内容、その他必要事項を記録する。										
利用者負担額等の受領	<p>・特定教育・保育施設等は保育料のほか、以下の費用を保護者から受け取ることが出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日用品、文房具その他の必要な物品の購入費用 2 行事への参加に要する費用 3 食事の提供に要する費用 4 特定教育・保育施設等に通う際に提供される便宜に要する費用 5 その他、保護者に負担させることが適当な費用 										
施設型給付等の額に係る通知等	・特定教育・保育施設等は施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対しその者に係る給付額を通知する。										
特定教育・保育の取扱い方針	<p>・特定教育・保育施設等は、施設の区分に応じて、以下の要綱等に基づき教育・保育を適切に提供する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">幼保連携型認定こども園</td> <td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型以外の認定こども園</td> <td>幼稚園教育要領、保育所保育指針 (幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>保育所保育指針</td> </tr> <tr> <td>地域型保育</td> <td>保育所保育指針</td> </tr> </table>	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型以外の認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 (幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる)	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所	保育所保育指針	地域型保育	保育所保育指針
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領										
幼保連携型以外の認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 (幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる)										
幼稚園	幼稚園教育要領										
保育所	保育所保育指針										
地域型保育	保育所保育指針										
特定教育・保育に関する評価等	・特定教育・保育施設等は、教育・保育について自己評価を行い、質の改善を図る。また、保護者等関係者又は外部の者の評価の受審、結果の公表、教育・保育の質の改善に努める。										
相談及び援助	・特定教育・保育施設等は、子どもの心身の状況、環境の的確な把握に努め、子どもや保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。										

緊急時等の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等職員は、子どもの体調の急変等必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
支給認定保 護者に関す る市町村へ の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によつて給付を受けた場合、その旨を遅滞なく市町村に通知する。
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、以下の重要事項について規程を定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する特定教育・保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 特定教育・保育等を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） 5 利用者負担の種類、額、支払を求める理由 6 区分ごとの利用定員 7 特定施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待防止のための措置に関する事項 11 その他施設の運営に関する重要事項
勤務体制の 確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、適切な教育・保育の提供のため、勤務体制を定める。また、職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、利用者負担等、施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示する。
支給認定子 どもを平等 に取り扱う 原則	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの国籍、信条、社会的身分、教育・保育に要する費用負担の有無によつて、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁 止	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し暴行、わいせつ行為等を行ってはならない。
懲戒に係る 権限の濫用 禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する懲戒に関し必要な措置をとるときは、その権限を濫用してはならない。

秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。 ・小学校、他の特定教育・保育施設等へ情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得る。
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、提供する教育・保育の内容について、保護者に情報提供するよう努める。 ・広告をする場合、虚偽又は誇大なものとししない。
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、当該施設等を紹介することの対償として、利用者支援事業者等、特定教育・保育事業者等に金品等の利益を供与してはならない。 ・当該施設等を紹介することの対償として、金品等の利益を收受してはならない。
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保育・教育施設は入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じる。 ・苦情を受け付けた場合、その内容は記録する。 ・特定保育・教育施設は、苦情に関して市町村が行う対応に協力するよう努める。
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は、運営に当たって、地域との交流に努める。
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保育・教育施設は、事故発生又は再発防止のために、以下の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生した場合の対応、市への報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。 3 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ・特定保育・教育施設は、事故が発生した場合、速やかに市町村に報告するとともに、事故発生時の状況、対応方法の記録をとる。 ・賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は教育・保育事業の会計を他事業の会計と区分する。
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等は職員、設備及び会計に関する記録を整備する。 ・教育・保育に関する記録を整備し、5年間保存する。
特別利用保育等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育を提供する場合、認可基準・運営基準を遵守する。 ・その場合も利用定員を超えないものとする。

<p>特定保育所に関する特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価については、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。 ・市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
<p>経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育C型の利用定員は、府令の施行の日から5年を経過するまでの間、6人以上15人以下とする。 ・特定地域型保育事業者は、市が認める場合、府令施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。